

WHO へ提出する報告書

# 日本における支援機器支給システムに関する報告書

国立障害者リハビリテーションセンター

(WHO指定研究協力センター)

2020年10月

## 目 次

1	はじめに	1
2	日本における代表的な支援機器支給システムの概要	1
3	身体障害者が支援機器を入手するまでの流れ	2
4	費用負担	4
5	その他の制度	4
	参考文献	6
	図表	7

## 日本における支援機器支給システムに関する報告書

## 1 はじめに

補装具は障害者の機能を代償し補完する。補装具は障害者のリハビリテーションと生活に欠かせないものである。補装具がそれを必要とする全ての障害者に行き渡っているかという点、そういうわけではない。それにはいくつかの理由がある。

理由の一つはそれを作ることのできる義肢装具士の不足である。義肢装具士を育てる教育システムが必要になる。2つめの理由として補装具を使いこなすための訓練(リハビリテーション)を行うセラピスト(理学療法士、作業療法士)の不足である。このようなリハビリテーションスタッフの育成、教育研修システムが必要となる。3つめの理由として訓練を行う場所(リハビリテーションセンター)も必要になり、十分ではないという現実がある。4つめの理由として補装具は高価で手に入れるにはお金が必要になる。

義肢装具は高価なので、補装具がそれを必要とする人に行き渡るには、公的資金による費用の援助や補装具を支給する制度が必要である。

日本には補装具費支給制度があり、補装具を必要とする人なら誰でもそれを手に入れることができる。もちろん完璧な制度ではなく見直すべき余地があることも事実である。

西太平洋地域の国々に参考としていただくために日本の補装具費支給制度を報告する。

## 2 日本における代表的な支援機器支給システムの概要

日本における代表的な支援機器支給システムとしては、補装具費支給制度、日常生活用具給付等事業、介護保険での支給、労働者災害補償保険での支給が挙げられる。補装具費支給制度と日常生活用具給付等事業は、障害者総合支援法の下で実施されているシステムである。介護保険制度の下では、福祉用具貸与および特定福祉用具販売の制度があり(後述)、基本的に65歳以上の利用者が対象となる。労働者災害補償保険では、労働災害を被災した労働者が対象となる(後述)。

ここでは、これらの支給システムの中で、最も根幹をなす補装具費支給制度について概説する。

補装具の支給は、第二次世界大戦の終戦から5年後の1950年に身体障害者福祉法で制度化され、それ以来障害者の自立と社会参加を支援するための重要な柱となっている<sup>1)</sup>。現在の補装具費支給制度は、障害者総合支援法における自立支援給付に位置づけられる制度であり、“障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長すること”を目的としている<sup>2)</sup>。補装具の定義は、厚生労働省「補装具等の見直しに関する検討委員会」(平成17年6月)にて検討が行わ

れ<sup>3)</sup>、それに基づき、障害者総合支援法施行規則では次の3つの要件のいずれにも該当することが規定されている<sup>4)</sup>。

- 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るよう制作されたものであること。
- 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。
- 三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

補装具費支給の対象者は障害認定を受けた障害者（18歳以上）または障害児（18歳未満）であり、制度の実施主体は市町村である。市町村は、各都道府県および政令指定都市に設置され、身体障害者に関する専門的な相談や指導を行う身体障害者更生相談所等の判定または意見や、厚生労働省が定めた基準に基づき、補装具費の支給を決定する。

給付する支援機器の種目一覧を表1に示す。義肢・装具・座位保持装置を構成する部品については、厚生労働省が設置する補装具評価検討会にて審査の上で指定される。補装具評価検討会では、それに加えて補装具の基準額やその他本制度に関することを審議する。また、基準に示されていない補装具についても、身体障害者更生相談所等で必要性が認められた場合には特例補装具として補装具費の支給が可能である。また、修理についても基準に基づいて費用が支給される。

2018年度から、新たに借受けの制度が始まり、購入と修理に加えて、貸与も可能となった。ただし、以下の3項目のいずれかに該当することが要件となる<sup>5)</sup>。

- 一 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- 二 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- 三 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

借受けの対象種目としては、義肢・装具及び座位保持装置の完成用部品、座位保持椅子、歩行器、重度障害者用意思伝達装置の本体となっている。

### 3 身体障害者が支援機器を入手するまでの流れ

身体障害者が支援機器を入手する流れは、補装具が必要となった者（以下：利用者と記す。）が、居住地である市区町村の役所の窓口申請する。このとき利用者は自ら、補装具を販売している事業者に見積もりを依頼し、この見積書を申請書に添付しなければならない。申請を受けた市区町村窓口は身体障害者更生相談所に申請内容についての判定を依頼する。そして、市区町村が身体障害者更生相談所からの回答を参考に補装具費支給の決定をする。

ただし、この流れを全ての補装具に適用すると手続きが煩雑になってしまうため、利用者の利便を考慮し、円滑な補装具費支給制度の運用が行えるよう、国が指針の中で 1) 身体障害者更生相談所による直接判定が良いとされるもの、 2) 書類判定で良いとされるもの、 3) 市町村の判断で決定できるもの、の3段階の運用方法を示している。対象は、表1に示された17の種目であるが、車椅子をレディーメイドまたは、オーダーメイドに分け整理しているため、全18種目になる。

#### 1) 身体障害者更生相談所が直接判定し市町村が決定するもの (図1)

身体障害者更生相談所が直接判定し、市町村が支給決定するのがよいとされているものは、義肢、装具、座位保持装置、電動車椅子である。身体障害者更生相談所には、専門的技術的援助および助言、情報提供を行うため、身体障害者福祉司、医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー、保健師又は看護師等の専門的職員が配置されている。直接利用者から聞き取りを行い、生活環境や利用者の身体的能力などを考慮した上で、真に必要とされる補装具であるかを複数の専門家で検討し支給の要否を判定している。直接判定の場合、利用者は判定を予約し身体障害者更生相談所まで出向いて判定を受けなければならない。そして、判定結果を受けた市町村は補装具の支給決定を行う。

#### 2) 医師の意見書により身体障害者更生相談所が書類判定し市町村が決定するもの (図2)

身体障害者更生相談所に書類判定を依頼し支給決定されるものが、補聴器、オーダーメイド車椅子、重度意思伝達装置である。利用者は医師に補装具費支給意見書を記入してもらい、申請時に市区町村へ提出する。市区町村は補装具費支給意見書を更生相談所へ提出し文書判断による補装具費支給の要否判定を依頼する。利用者は身体障害者更生相談所へ直接足を運ぶ必要が無く、申請書類を揃えて提出すれば補装具費支給の決定結果の連絡が届く。

#### 3) 補装具申請書等により市町村が決定するもの (図3)

義眼、眼鏡、レディーメイド車椅子、歩行器、視覚障害者用安全つえ、歩行補助つえ、人工内耳、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具及び障害児に支給する全ての補装具については、補装具申請書等により補装具の要否が判断できる場合は身体障害者更生相談所の判定を要せず、市町村が支給を決定して差し支えないとされている。要否がはっきりしているものについては、医師の補装具費支給意見書の提出を省略しているケースも多い。申請手続きの簡略化が図られ、利用者の負担軽減に繋がっている。

1)～3)の3パターンにより補装具費支給の決定を市町村が行っているが、個別性が高い症例や、現在の基準の中では取扱えないが補装具として取扱うことが適していると判断されるもの(特例補装具)等、2)や3)では情報が不足し判断が難しいもの等がある。そのときは、1)の身体障害者更生相談所の直接判定により補装具費支給の要否を決定している。

#### 4 費用負担

補装具費支給制度では、表1に示すそれぞれの種目に対して、基準額が設定されており、購入および修理にかかる費用はこの基準額を基に決定される。義肢、装具、座位保持装置については、完成用部品を組み合わせて個別に製作することが想定されており、部品の基準価格、採型費用基準価格、材料費基準価格等を加算することにより計算される。

費用負担は、補装具の購入または修理に要した費用の額のうち、利用者負担が原則1割であり、残りの額についてその二分の一を国が、四分の一を都道府県が、四分の一を市町村が負担する。利用者負担は世帯収入に応じて月額の上限が設けられている。ただし、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以下の場合には、利用者負担がなくなる一方、一定所得以上の場合には、補装具費の支給対象外となる。

#### 5 その他の制度

##### 1) 介護保険制度

介護保険制度の利用は、要介護認定を受けたものが対象(要介護者等)となり、ケアプランの一環として、福祉用具に関するサービスが提供される。介護保険制度における福祉用具に関連するサービスは居宅サービスに位置づけられ、以下のものがある。

- 1) 福祉用具貸与
- 2) 特定福祉用具販売
- 3) 住宅改修

要支援者(要支援1, 2)に対しては、介護予防サービスの一環として、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売、介護予防住宅改修のサービスが設けられている。

福祉用具は、利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な提供ができるよう、貸与を原則としている。排泄や入浴などに用いる福祉用具等の一定のものを購入した場合、特定福祉用具として購入費の支給が認められている。また、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの比較的小規模な改修工事を範囲として居宅介護住宅改修費も認められている。

福祉用具、住宅改修ともに厚生労働省の告示および解釈通知により、対象となる種目が示され、福祉用具貸与は、表2に示す13種目、特定福祉用具販売品目は、表3に示す5種目である。特定福祉用具の購入にあたっては、同一年度で10万円、住宅

改修では、同一住宅につき 20 万円の支給限度基準額が設定されており、このうち 7～9 割（負担割合）が介護保険から給付される。

介護保険制度において貸与・購入される福祉用具は標準的な既製品からの選択となる。ただし、医師等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断された場合は、補装具費支給制度や日常生活用具給付等事業を利用することが検討される。

## 2) 労働者災害補償保険

日本では、一人でも労働者を雇用していれば労働者災害補償保険（労災保険）の適用事業場となり、会社が労災保険の成立手続を行わなければならない。労働者災害補償保険制度には被災労働者等の社会生活への復帰を支援するための制度として、社会復帰促進等事業があり、その 1 つとして義肢等補装具の購入費用や修理費用を支給する仕組みがある。支給される費用は、原則として事業主の負担する保険料によって賄われている。

対象者は業務上の事由や通勤によりけがや病気になった労働者である。義肢等補装具の申請は被災時に働いていた会社の所在地にある都道府県の労働局に行い、以降、原則補装具費支給における窓口になる。労災保険制度では、障害者総合支援法に定められている対象種目から人工内耳を除き、筋電電動義手、点字器、人工喉頭、収尿器、ストマ用装具、かつら、浣腸器付排便剤、床ずれ防止用敷ふとん（体圧分散機能があるマット）、介助用リフター（電動式を含む）、フローテーションパッド、ギャッチベッドを加えたものが購入費支給種目として定められている。義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子については、研修を受け資格を持った労働局登録の医師による採型指導で製作が開始される。完成時には、医師による適合チェックを受けた後引き渡しとなる。

義肢等補装具にかかった費用のみならず、一定の範囲内で、採型指導や適合チェックを受けるための医療機関受診、さらには医療機関や補装具業者へ通う交通費についても労災保険から支給される。

参考文献

- 1) 秋山仁, 補装具費支給制度の動向, ノーマライゼーション 障害者の福祉, 37, 436, <https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n436/n436016.html> 2017.
- 2) 補装具費支給制度の概要, 厚生労働省, [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisa\\_hukushi/yogu/aiyo.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisa_hukushi/yogu/aiyo.html)
- 3) 義肢装具の用語解説、国立障害者リハビリテーションセンター義肢装具技術研究部, <http://www.rehab.go.jp/ri/hosougu/WORDS.html#w1>
- 4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第六条の二十
- 5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第六十五条の七の二

表 1 補装具支給種目

種目	
義肢	座位保持椅子(児のみ)
装具	起立保持具(児のみ)
座位保持装置	歩行器
視覚障害者安全つえ	頭部保持具(児のみ)
義眼	排便補助具(児のみ)
眼鏡	歩行補助つえ
補聴器	重度障害者用意思伝達装置
車椅子	人工内耳(修理のみ)
電動車椅子	





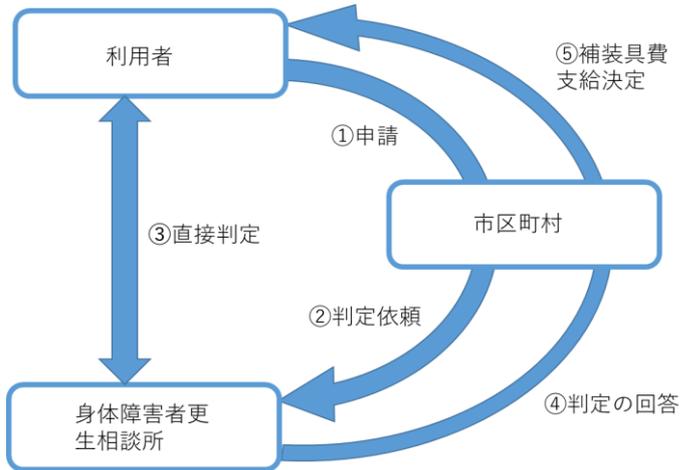


図1 身体障害者更生相談所が直接判定し市町村が決定する流れ

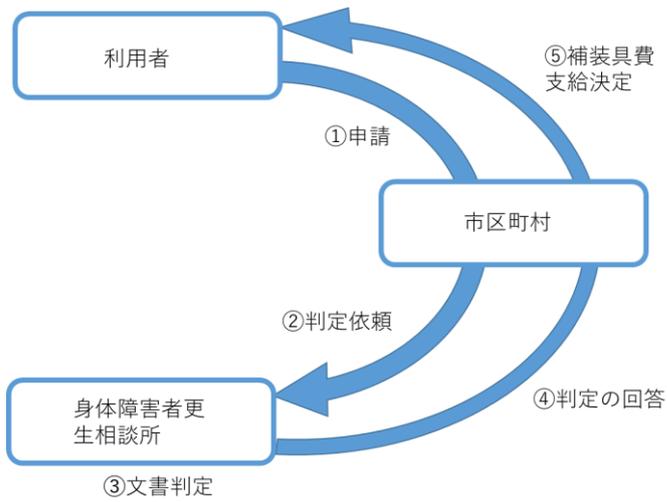


図2 医師の意見書により身体障害者更生相談所が書類判定し市町村が決定する流れ

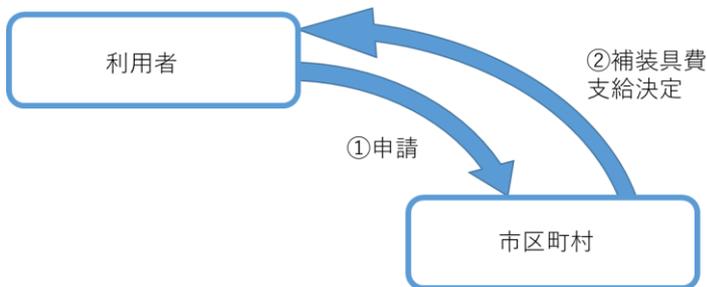


図3 補装具申請書等により市町村が決定する流れ

表2 介護保険制度における福祉用具貸与種目

1 車いす	8 スロープ
2 車いす付属品	9 歩行器
3 特殊寝台	10 歩行補助つえ
4 特殊寝台付属品	11 認知症老人徘徊感知機器
5 床ずれ防止用具	12 移動用リフト（つり具の部分を除く）
6 体位変換器	13 自動排泄処理装置
7 手すり	

表3 介護保険制度における特定福祉用具販売種目

1 腰掛便座	4 簡易浴槽
2 自動排泄処理装置の交換可能部品	5 移動用リフトのつり具の部分
3 入浴補助用具	